添付書類（２９条開発許可チェックリスト）

共通添付書類（正副2部作成）　　令和７年７月版

	添付書類	図書の説明	自己居住用	自己業務１㌶未満	自己業務１㌶以上又は非自己用
1	協議願	様式あり	○	○	○
2	開発行為許可申請書	様式あり	○	○	○
3	委任状	代理人による申請及び補正を行う場合	○	○	○
4	理由書	開発許可を行う事由を明確に記入する	○	○	○
5	公共施設に関する協議書	様式あり。開発区域に道路・側溝・下水・消防施設等を設置等する場合	○	○	○
6	設計説明書	様式あり	○	○	○
7	土地の登記事項証明書（従前の土地登記簿謄本に変わるもの）	取得後6か月以内	○	○	○
8	土地・工作物権利者の同意書	様式あり。印鑑証明添付（取得後６か月以内）・所有権以外の権利（例：抵当権・地役権等）も含む（自署・実印）	○	○	○
9	農用地除外証明	農業振興地域内の農地の場合	○	○	○
10	資金計画書	様式あり	※1	※1	○
11	残高証明書	自己資金で開発行為を行う場合		※1	○
12	融資証明書	融資を受ける予定がある場合		※1	○
13	履歴事項全部証明又は法人登記簿謄本	申請者が法人の場合（取得後６か月以内）		○	○
14	申請者の業務経歴書		※1	※1	○
15	申請者の前年度の納税証明書	個人の場合は所得税・法人の場合は法人税（税務署発行のもの）	※1	※1	○
16	申請者の申告書（暴力団員等に該当等しないことについて）	様式あり	※1	※1	○
17	工事施工者の建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書		※1	※1	○
18	設計者の資格に関する書類	様式あり。資格証書のコピー等添付			○（１㌶以上）
19	位置図	申請地を朱書きで明示（都市計画図のコピーで可）	○	○	○
20	案内図（付近見取図）	申請地を朱書きで明示	○	○	○
21	公図の写し	申請地を朱書きで明示（法務局取得後６か月以内）法務局登記官が交付したことが分かるもの。又は土地家屋調査士の登録番号、氏名、押印があるもの。	○	○	○
22	求積図	道路後退が生じる場合は後退部分を開発区域から面積だけは除いて算定	○	○	○
23	現況図	申請地・隣地・道路等の現況高さ記入	○	○	○
24	現況写真		○	○	○
25	土地利用計画図	１、隣接する道路の番号・種別、道・水路の幅員記入 ２、予定建築物(位置、用途、構造、階数、建築・床面積） ３、雨水・汚水雑排水系統記入 ４、既存建築物が存在する場合は　その建築物の位置、用途、及び建築・床面積を記入 ５、建ぺい・容積率の記入 ６、申請地を朱書きで明示	○	○	○
26	造成計画平面図	※２　現況図に対応した高さ及び盛土高を記入	○	○	○
27	造成計画横断面図	※２　盛土高等記入	○	○	○
28	給水施設計画平面図	※２　土地利用計画図と兼ねるなら省略可		○	○
29	排水施設計画平面図	※２　土地利用計画図と兼ねるなら省略可	○	○	○
30	排水施設の構造図	※２　土地利用計画図と兼ねるなら省略可	○	○	○
31	雨水処理計画平面図	※２　土地利用計画図と兼ねるなら省略可	○	○	○
32	雨水施設構造図　※３	構造図を添付する場合、開発区域面積が500㎡以上のときは処理計算書も添付（自己用住宅は計算書不要）	○	○	○
33	道路計画平面図	※２		○	○
34	道路横断図	※２		○	○
35	計画縦断面図（道路・排水）	※２		○	○
36	擁壁の構造図	※２　境界線、天端高、申請地高、隣地高等も記入	○	○	○
37	公共施設の新旧対照図	※２		○	○
38	道路占用許可書・公共物使用許可書の写し	排水計画が道路及び水路に放流・橋掛けする計画の場合	○	○	○
39	道路工事施行承認書の写し（２４条許可書）	開発行為に伴い道路工事が発生する場合（道路内に盛土をする行為も含む）	○	○	○
40	道路等境界確認証明の写し又は境界査定図の写し	道路等境界確認証明の写しについては、道・水路の境界の確認　境界査定図付	○	○	○
41	工場に関する調書	様式あり（市建築基準法施行細則第6条様式第6号）。予定建築物が工場の場合		○	○
42	盛土規制法みなし許可等判定チェックシート	様式あり	○	○	○
43	その他必要となる書類		○	○	○

注）　有効期限の無い公の証明書等については、特段の記載が無い場合、取得後３か月以内のものを添付

※１　宅地造成及び特定盛土等規制法みなし許可対象の場合は ○

※２　当該行為がある場合

※３　特定都市河川浸水被害対策法の許可を要する場合は、代わりに雨水浸透阻害行為許可書の写しを添付

開発行為又は建築等に関する証明交付申請（適合証明）チェックリスト

共通添付書類（正副2部作成）　　令和７年７月版

	図書の名称	図書の説明	備考	新築 増築※1 改築※1	増築（左以外） 改築（左以外）	開発許可又は建築許可を取得したものについて	
						許可後 検査後	増築 改築
1	開発行為又は建築等に関する証明交付申請書	（正・副合計２部提出）	市規則第１４条（様式第１４号）	○	○	○	○
2	委任状			○	○	○	○
3	理由書	新築又は増築（用途変更を生じない改築を含む）の理由を具体的に記入		○	○		○
4	土地の登記事項証明書（従前の土地登記簿謄本に変わるもの）	取得後6か月以内		○	○		○
5	土地権利者の同意書	申請者と土地権利者が異なる場合（新築以外の場合は、所有権以外の権利は除く）	印鑑証明書添付（取得後６か月以内）	○			
6	工場に関する調書	建築物が工場の場合	市建築基準法施行細則第6条様式第6号	○	○		○
7	危険物調書	危険物を取扱う場合	市建築基準法施行細則第6条様式第7号	○	○		○
8	法人登記簿の謄本	申請者が法人の場合（取得後6か月以内）		○	○		○
9	現況写真	申請地の状況が確認できるもの		○	○		○
10	その他必要な書類	※3　共通書類以外に該当するもの		○	○	○	○
11	位置図	申請地を朱書きで明示	都市計画図のコピーで可	○	○		
12	案内図（付近見取図）	申請地を朱書きで明示		○	○	※2	○
13	公図の写し	申請地を朱書きで明示（法務局取得後６か月以内）法務局登記官が交付したことが分かるもの。又は土地家屋調査士の登録番号、氏名、押印があるもの。		○	○	※2	○
14	求積図			○	○	※2	○
15	土地利用計画図	1、隣接する道路の番号・種別、道・水路の幅員記入 2、予定(計画)建築物(位置、用途、構造、階数、建築・床面積) 3、雨水・汚水雑排水系統記入 4、既存建築物が存在する場合はその建築物の位置、用途、及び建築・床面積を記入 5、建ぺい・容積率の記入 6、申請地を朱書きで明示		○	○	○	○
16	造成計画平面図、横断面図	当該行為がある場合		○			
17	擁壁構造図	当該行為がある場合		○			
18	建築物の平面図			○	○	○	○
19	建築物の立面図	二面以上、最高の高さを記入		○	○	○	○
20	面積表	予定建築物の建築・延床面積を記入（建築物の平面図と兼用可）		○	○	○	○
21	開発許可又は建築許可の写し	開発許可の場合は開発許可通知書写しと検査済証写しの両方を添付		※4	※4	○	○

注）　有効期限の無い公の証明書等については、特段の記載が無い場合、取得後３か月以内のものを添付

※１　直近の建築行為から権利変更が生じる増築又は改築に限る。

※２　開発許可区域と申請区域が異なる場合添付が必要となります。

※３　その他必要な書類の例（建物登記事項証明（取得後6か月以内）、工作物権利者の同意書（除却又は改修の場合）、農家証明、道路等境界確認証明（境界査定図付き）の写し又は境界査定図の写し、道路占用許可書の写し、公共物使用許可の写し、道路工事施行承認書の写し、汚水雑排水施設構造図、雨水流出抑制計算及び雨水施設構造図（又は雨水浸透阻害行為許可書の写し）、給水系統図　等）

※４　市街化区域においては既存敷地と申請敷地が一致していること、市街化調整区域においては既存の敷地及び用途が今回申請の内容と一致していることが確認できるもの（従前の建築確認の写しなど）

法42条チェックリスト（予定建築物等以外の建築等許可）

共通添付書類（正副2部作成）　　令和６年１０月版

	書類・図面の名称	備考
1	予定建築物等以外の建築等許可申請書	
2	委任状（代理人による申請の場合）	
3	理由書	
4	土地の登記事項証明書（従前の土地登記簿謄本に変わるもの）	取得後６か月以内
5	土地・建築物・工作物の所有権者の同意書（申請者以外の所有権者がある場合）	印鑑証明書付（取得後６か月以内）
6	土地・建築物・工作物の抵当権者の同意書（抵当権等がある場合）	印鑑証明書付（取得後６か月以内）
7	資金計画書	自己業務用1㎡以上及び非自己用のみ
8	残高証明書（自己資金が有る場合）	
9	融資証明書（融資を受ける予定がある場合）	
10	前年度の納税証明書	
11	工場に関する調書（予定建築物が工場の場合）	市建築基準法施行細則第6条様式第6号
12	設計説明書（様式あり）	
13	現況写真	申請地の状況が確認できるもの（敷地・建物）
14	位置図	申請地を朱書きで明示（都市計画図のコピーで可）
15	案内図（付近見取図）	申請地を朱書きで明示
16	公図の写し	申請地を朱書きで明示（法務局取得後６か月以内）法務局登記官が交付したことが分かるもの。又は土地家屋調査士の登録番号、氏名、押印があるもの。
17	現況図	申請地・隣地・道路等の現況高さ記入
18	求積図	
19	土地利用計画図	１、隣接する道路の番号・種別、道・水路の幅員記入 ２、計画建築物(位置、用途、構造、階数、建築面積、床面積） ３、雨水・汚水雑排水系統記入 ４、既存建築物が存在する場合は、その建築物の位置、用途、及び建築・床面積を記入 ５、建ぺい・容積率の記入 ６、申請地を朱書きで明示
20	給水計画平面図	自己居住用は除く
21	排水計画平面図	雨水・汚水雑排水系統　敷地面積500㎡以上の場合は雨水処理計算書添付（自己用住宅は計算書不要）
22	排水施設構造図	雨水・汚水雑排水施設
23	道路等境界確認証明の写し又は境界査定図の写し	道路等境界確認証明の写しについては、道・水路の境界の確認　境界査定図付
24	道路占用許可証、公共物使用許可証の写し（占用がある場合）	
25	開発行為許可通知書・検査済証	従前の許可等の写し
26	従前の土地利用計画図	
27	その他必要となるもの	

法４３条チェックリスト（建築等許可）

共通添付書類（正副2部作成）　　令和６年１０月版

	書類・図面の名称	備考
1	建築物の建築、改築若しくは用途変更又は第１種特定工作物の新設許可申請書	
2	委任状（代理人による申請の場合）	
3	理由書	
4	土地の登記事項証明書（従前の土地登記簿謄本に変わるもの）	取得後６か月以内
5	土地・建築物・工作物の所有権者の同意書（申請者以外の所有権者がある場合）	印鑑証明書付（取得後６か月以内）
6	土地・建築物・工作物の抵当権者の同意書（抵当権等がある場合）	印鑑証明書付（取得後６か月以内）
7	資金計画書	自己業務用1㎢以上及び非自己用のみ
8	残高証明書（自己資金が有る場合）	
9	融資証明書（融資を受ける予定がある場合）	
10	前年度の納税証明書	
11	工場に関する調書（予定建築物が工場の場合）	市建築基準法施行細則第6条様式第6号
12	設計説明書（様式あり）	
13	現況写真	申請地の状況が確認できるもの（敷地・建物）
14	位置図	申請地を朱書きで明示（都市計画図のコピーで可）
15	案内図（付近見取図）	申請地を朱書きで明示
16	公図の写し	申請地を朱書きで明示（法務局取得後６か月以内）法務局登記官が交付したことが分かるもの。又は土地家屋調査士の登録番号、氏名、押印があるもの。
17	現況図	申請地・隣地・道路等の現況高さ記入
18	求積図	
19	土地利用計画図	１、隣接する道路の番号・種別、道・水路の幅員記入 ２、計画建築物(位置、構造、階数、建築・床面積） ３、雨水・汚水雑排水系統記入 ４、既存建築物が存在する場合は、その建築物の位置、用途、及び建築・床面積を記入 ５、建ぺい・容積率の記入 ６、申請地を朱書きで明示
20	給水計画平面図	自己居住用は除く
21	排水計画平面図	雨水・汚水雑排水系統　敷地面積500㎡以上の場合は雨水処理計算書添付（自己用住宅は計算書不要）
22	排水施設構造図	雨水・汚水雑排水施設
23	道路等境界確認証明の写し又は境界査定図の写し	道路等境界確認証明の写しについては、道・水路の境界の確認　境界査定図付
24	道路占用許可証、公共物使用許可証の写し（占用がある場合）	
25	既存家屋証明書又は従前の建築確認通知書	築年や建築当時の建築敷地が確認できるもの
26	その他必要となるもの	

その他開発許可関係申請チェックリスト

令和７年７月版

○公告前の建築等承認申請チェックリスト

添付書類（正副2部作成）

	図書・図面の名称	備考
1	公告前建築等承認申請書	
2	委任状	
3	開発許可通知書の写し	変更許可を受けている場合は変更許可書の写しも添付
4	現況写真	
5	工程表	開発工事を上段、建築工事を下段に分けて記入
6	土地利用計画図	開発許可時と同様の項目を記入

○開発行為に関する工事の廃止届出書チェックリスト

添付書類（正副２部作成）

	図書・図面の名称	備考
1	開発行為に関する工事の廃止届出書	
2	委任状	
3	案内図	
4	開発許可書写し及び原本	正本に写しを添付、副本に通知書原本添付
5	その他必要と認める書類	

○中間検査依頼書チェックリスト

添付書類（開発審査課分他、関係各課分）

	図書・図面の名称	備考
1	中間検査依頼書	
2	開発許可通知書の写し	変更許可を受けている場合は変更許可書の写しも添付
3	中間検査前完成写真	中間検査が受検できる状況が確認できる写真
4	案内図（付近見取図）	申請地を朱線で明示
5	土地利用計画図	開発許可時と同様の項目を記入
6	造成平面・断面図	
7	構造図	中間検査に該当する構造図
8	その他必要と認める書類	

当日の検査項目

	検査対象	検査項目
1	路盤（上、下層）	段掘りし各層ごとに厚さ確認。側溝蓋のB型配列、ガタツキ、側溝蓋最低延長（20㎝以上）確認。
2	義務擁壁（現場施工、二次製品）	配筋の鉄筋径（縦、横筋）、ラップ長の確認、基礎工の施工状況確認

※中間検査の留意点

1 構造物や地下埋設物等において、当日、目視による確認ができない部分については、施工写真等を用意してください。（中間検査依頼書に添付したものを除く。）
2 現地又は施工写真等で確認できないとき、一部破壊又は工事のやり直し等を求める場合があります。その場合、市は一切の費用を負担しません。
3 中間検査は、原則として火曜日から金曜日までの午前に実施いたします。
4 中間検査当日は、検査員の指示に従ってください。
5 配筋検査、地耐力検査及び路盤厚検査合格後は合格証の発行はありませんので、そのまま工事を進めてください。
6 検査不合格の場合、再検査を行います。合格するまで、次の工程に進めませんので御注意ください。
7 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく中間検査は、別途申請してください。

○工事完了届チェックリスト

添付書類（開発審査課分他、関係各課分）

	図書・図面の名称	備考
1	工事完了届出書	
2	開発許可通知書の写し	変更許可を受けている場合は変更許可書の写しも添付
3	完成写真	開発区域の全景（工事完了が確認できるもの）
4	施工写真	①盛土の転圧状況（30cm以下に敷き均すごとに転圧）、②擁壁（土留め機能を有する塀を含む。以下同じ。）及び雨水貯留浸透施設の施工状況（ただし、特定都市河川浸水被害対策法の許可を受けて設置した雨水貯留浸透施設は写真添付不要。） ※施工写真は、次のものを添付ください。 ①：転圧を行うごとに、レベルが確認できるもの ②：仕様、施設又は工種が異なるごと、かつ、工程ごとに、各種寸法（幅、長さ、厚さ）及び配筋状況等が確認できるもの ※施工写真が確認できないときは、一部破壊又は工事のやり直し等を求める場合があります。その場合に市は、一切の費用を負担しません。
5	案内図（付近見取図）	申請地を朱線で明示
6	公図の写し	申請地を朱線で明示
7	土地利用計画図	開発許可時と同様の項目を記入
8	求積図・確定測量図	申請地を朱線で明示
9	造成平面・断面図	
10	構造図	擁壁・側溝・橋架けなどがある場合
11	その他必要と認める書類	道路・緑地・ごみ置き場等がある場合

※開発工事完了検査の留意点

1 **検査前には確定測量を必ず行い、変更が発生した場合には検査前に変更の手続きを行ってください。**
2 境界杭の設置位置及び存置について確認をしてください。
3 検査の際には開発区域の杭間距離や敷地に接する水路・道路の幅員も検査しますので、いずれの杭も計測できる状態にしておいてください。
4 建築基準法第４２条第２項道路においては、元道の境界杭・後退杭の位置及び道路センターの位置を予め明示しておいてください。
5 官民境界査定図等を現場に持参してください。
6 構造物や地下埋設物等において、当日、目視による確認ができない部分については、施工写真等を用意してください。（工事完了届に添付したものを除く。）
7 完了検査は、原則として火曜日から金曜日までの午前に実施いたします。
8 完了検査当日は、検査員の指示に従ってください。